

本日のアジェンダ

1. 日印社会保障協定の発効に伴うメリットと今後のステップ

ご説明 15分

質疑応答 10分

2. GSTのアップデートに関する概略と今後のステップ

ご説明25分

質疑応答 10分





自己紹介

名前	田村 暢大(たむら のぶひろ)	
専門分野	アドバイザリー (KPMGコンサルティング)	
メール	nobuhirot@kpmg.com	
	+91 9148214200	

名前	Sirwalla, Parizad
専門分野	Global Mobility Service (National head / Partner)

名前	Pareek, Surendra
専門分野	Global Mobility Service (Partner)



日経新聞より(7月20日)

 Web刊
 速報
 ビジネスリーダー
 マーケット
 テクノロジー
 アジア
 スポーツ
 N マネー
 N ライン

 トップ
 紙面連動
 連載
 社説・春秋
 特集
 映像
 FT
 オピニオン
 統計
 米大統領選
 リオ五輪

日印の社会保障協定、10月に発効

2016/7/20 19:52



日本とインドの社会保障協定が10月1日に発効する。インドで働く駐在員は日本の年金制度に加入しながら、現地の制度にも加入する必要があった。協定の発効で派遣期間5年以内の人は日本の制度に加入すれば済む。



目次



社会保障協定とは

インド年金制度拠出料率

本協定の発効に伴うメリットと留意点

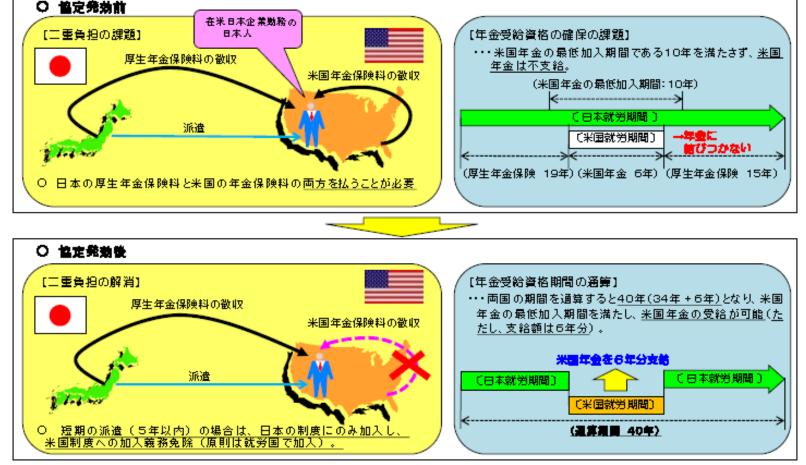
適用証明書申請フロー

適用証明書交付申請書(参考-英国の例)



社会保障協定とは

SSA: Social Security Agreement。企業活動の国際化に伴う年金に関する課題解決のための制度であり、 社会保険料の二重払いの解消が目的。日印間は2016年10月1日に発効。



出典:日本年金機構HP((http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou-gaiyou.html)



インド年金制度拠出料率

拠出料率はケースによって内訳(PF / EPS)に違いがあるが、何れのケースも**会社と従業員が 12%ずつ負担し、計24%支払う。**

(ケース1) **2014年8月31日までに**就業した日本人の場合

	給与に対する <u>PF</u> *1 拠出料率(%)	給与に対する <u>EPS</u> *2 拠出料率(%)	Total
Employer 会社負担	3.67%	8.33%	12.00%
Employee 従業員負担	12.00%	NIL	12.00%
Total	15.67%	08.33%	24.00%

(ケース2) **2014年9月1日以降に**就業した日本人の場合

	給与に対する PF拠出料率(%)	給与に対する <u>EPS</u> 拠出料率(%)	Total
Employer 会社負担	12.00%	NIL	12.00%
Employee 従業員負担	12.00%	NIL	12.00%
Total	24.00%	NIL	24.00%

[※] 給料 = 基本給 + 物価調整手当 (食品の時価変動含む) + 残留手当

※1: PF (Provident Fund) = 58才到達、死亡、身体的障害を起因として一時金支給

※2: EPS (Employees' Pension Scheme) = 10年間以上の拠出期間がある場合に58才到達以降に年金支給



[※] 従業員預託保険制度(the Employees' Deposit Linked Insurance Scheme)の拠出対象となる部分あり。

本協定の発効に伴うメリットと留意点

インド年金制度への加入免除

派遣期間が5年以内の駐在員は、以下の条件を満たせば、インド年金制度への加入免除

- 日本側の年金制度に加入
- 上記を証明する書類「適用証明書(CoC)」の提示



メリット享受に向けた実施事項

- □ 適用証明書の交付申請準備
- □ 日本国内の事業主を通じて適 用証明書の交付申請

インド拠出済み社会保険料の払戻し

駐在期間終了後、**拠出済み社会保険料の払戻**の申請が可能となる



メリット享受に向けた実施事項

- □ 対象者リストアップ
- 払戻額の取扱いに関する合意
- □ 申請書類準備

監査報告書への影響

PF拠出義務の履行が完全でない事を起因とした監査差異は今後解消

- ✓ 日本払い給与を、保険料算出のベースに含めてこなかった場合
- ✓ 手当て名目による支払い給与を、保険料算出のベースに含めてこなかった場合



本協定の発効に伴うメリットと留意点

拠出済年金の受給方法

以下から選択可能

- 駐在員のインドの銀行口座に払込
- 雇用者を通じて受給
- 駐在員のインド国外の銀行口座に払込



□ 受給方法の選択にの際にはそれぞれのメリット・デメリットを理解した上で実施

課税対象

社会保険料の払戻額はインド源泉所得として、**インドでの個人 所得税申告が必要**



留意点

留意点

- □ 納税額の有無にかかわらず申告
- □ 申告のための作業負担

給与の再計算

必社会保障負担額の変更に伴う給与の最適化と給与額の再計 算が必要となるケースがある。



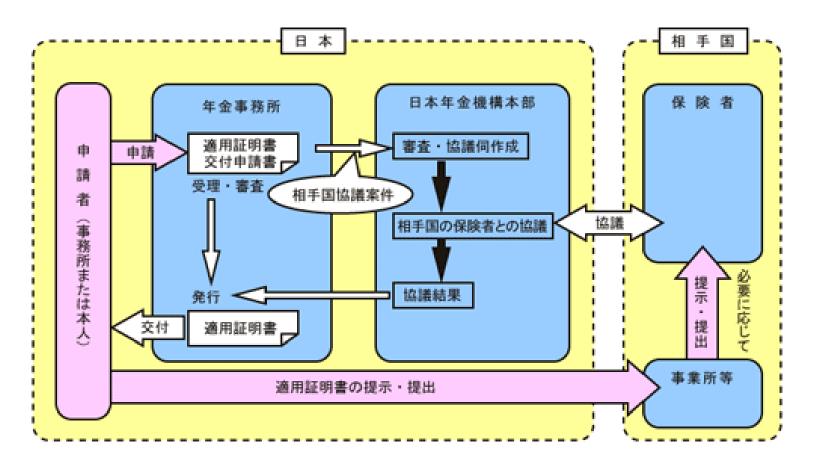
留意点

□ 給与の再計算



適用証明書申請フロー

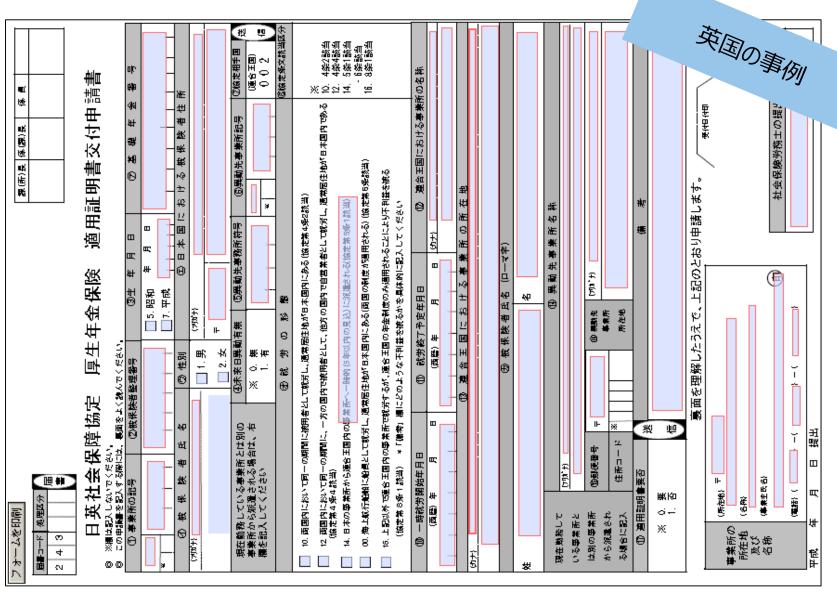
通常は1月程度で発行されるが、新規発行の場合は3ヶ月程度かかる可能性もある。なお、認証要否は不明(一般的に他国では要請されない)



出典:日本年金機構HP(http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/sinseisho/tenpu.html)



適用証明書交付申請書(参考)







自己紹介

名前	田村 暢大(たむら のぶひろ)	
専門分野	アドバイザリー (KPMGコンサルティング)	
メール	nobuhirot@kpmg.com	
	+91 9148214200	

名前	Jain, Sandip
専門分野	Indirect Tax(間接税)



経新聞より(8月5日)

方針を表明し、既に10年 2005年に初めて導入

で決める。委員会の決定 足する「GST委員会」

権限は州政府側が3分の

ビスでは高くなると

GSTはシン前政権が

GSTの税率は今後発

るとの予想が多い。税込

18%程度にな

上が経過している。

れるとの予想も出てい 0・5%前後押し上げら 成長率が数年にわたって

などで合意を取り付けて 事前交渉や改正案の修正

じる紛争の処理も担う。

州の間などで生

ていた。

今回は与野党が

13億人市場 産業の

効率

が13億人市場の統合へ動き出した。税率の水準などを決定する必要がある 下院も近く可決し成立する見通しだ。 接税を統一する「物品サービス税」 実現すれば産業の効率化を通じて成長率が高まる可能性がある。 黒沼勇史』インド議会上院は3日、 (GST) の憲法改正案を可決した。 税率が各州でばらばらだったインド 州ごとに異なる間

上院で憲法改正案可決

が生産した製品を出荷し ンドでは現在、 企業 は中央政府が決定権を持 つ。一方で付加価値税や、

などは州政府が税率を決 められる。 今後は酒類など一部の

品目を除き、GSTとい

化で間接コストが抑えられる

コストがかかっていた。 る税制に対応するために各州 まされてきた。 異なる複雑怪奇な税制度に悩 はこれまで業態や地域ごとに きなインパクトがある。企業 回の税制改革はインドに投資 インド事業室パートナー に拠点を設けるなど、手間と する企業にとって、 笠間智樹・あずさ監査法人 外資進出期待 コスト抑制で 州ごとに異な かなり大 るとしていたが、 政権発足時に期待されたほど ようになれば、 しているという点は評価でき 時間軸が異なるのだろう。長 代の成果を国レベルでも進め はグジャラート州の州首相時 進んでいなかった。 政権の掲げる主要政策だが、 出機運も高まるだろう。 複雑な税制の改革はモディ 海外企業の進 州と国では モディ氏

にかかる「ぜいたく税」

に、州境を越えるのに必 業は物品税を中央政府 基本税率を定め、 要な中央販売税を州政府 送して販売する場合、 った自動車を隣の州に輸 す予定だ。 府に付加価値税を支払っ に支払い、 たとえば、 州で原則同じ税率を課 消費者が州政

専門家の見方

中央政府が3分の1 万議会で可決させる 会で法案を通過させ 多くの作業が必要に れから細則や税率 所アジア調査部上度 伝が決まった段階で 場になるという意味 則進がある。 ノドという巨大な原 税率制定 小林公司・みず 今後課題 州ごとに分裂 MINE LITTE の見方もあ

費が伸びる効果も見込め ー・プロダクツのアディ ゴドレジ・コンシュー ゴドレジ会長は 企業 放以来の大 チ・スズキ と述べた。

される最大の要因になっ 済改革が進まないと批判 年発足のモディ政権で経

明文化や、 最大野党 長も「煩雑 の運営を司 をめざして 日の上院で 政府は17 GST 番の懸念点/課題であった上院で可決。 税率が確定していない等の課題も残存するが

ーゲットは2017 解決は時間の問題と考えられる。**施行のタ**

Pが少数派の上院では野 を一度可決したが、 は15年5月、

В

P)が過半を握る下院

インド産業界は今回の間

堀田隆文】

与党インド

会党(B

党が反対して先送りされ

るからだ。

印日用品大手

なるだけで

関連の管理費を削減でき る。企業にとっては税務 接税の改革を歓迎してい

目次



GST概略

GST対応への推奨アプローチ

主要な業種ごとのインパクト(参考)

GST法案の主要なアップデート等(参考)



インド間接税の概要(GST導入前)

国税	課税要因	参考税率
基本関税(BCD)	物品の輸入	10%
相殺関税(CVD)	物品の輸入	12.5%
教育目的税(Education cess)	物品の輸入	3%
特別追加関税(SAD)	物品の輸入	4%
物品税(Excise duties)	製品製造	12.5%
サービス税(Service Tax)	サービス提供、輸入	15%
中央販売税(CST)	州間の物品販売	2/12.5%

州税	課税要因	参考税率
付加価値税(VAT)	州内の物品販売	15%
入境税(Entry tax)	物品の入境	2-15%
娯楽税(Entertainment tax)	映画、演劇など	15%
贅沢税(Luxury tax)	宿泊など	20%

赤字- コスト

黒字- コストの可能性



現状スキームの不満点

同一取引に対する複数税金の課税

国税・州税間でクレジット が取れない事による コスト増加 複数税金に対する 申告業務等、 コンプライアンス 対応コストの負担

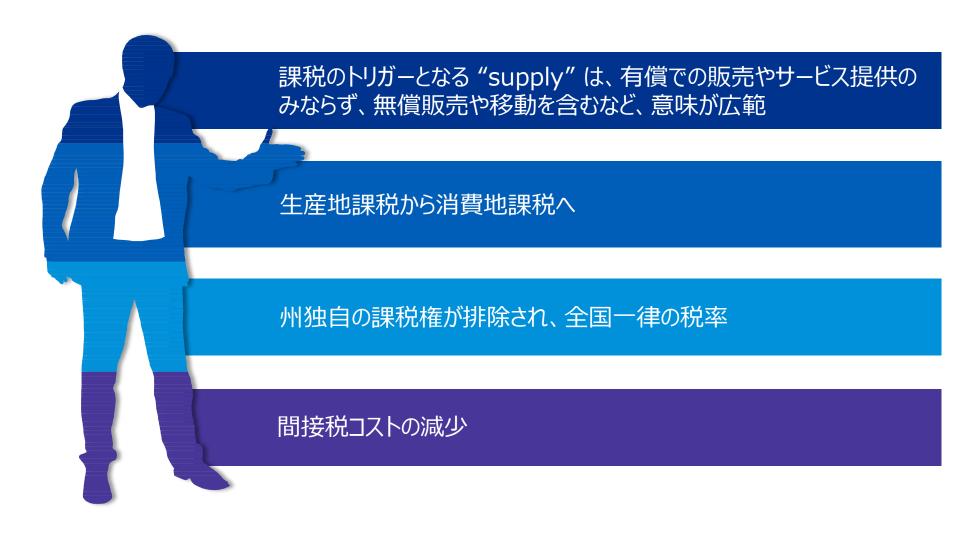
既存間接税スキームの問題点を 是正する必要性



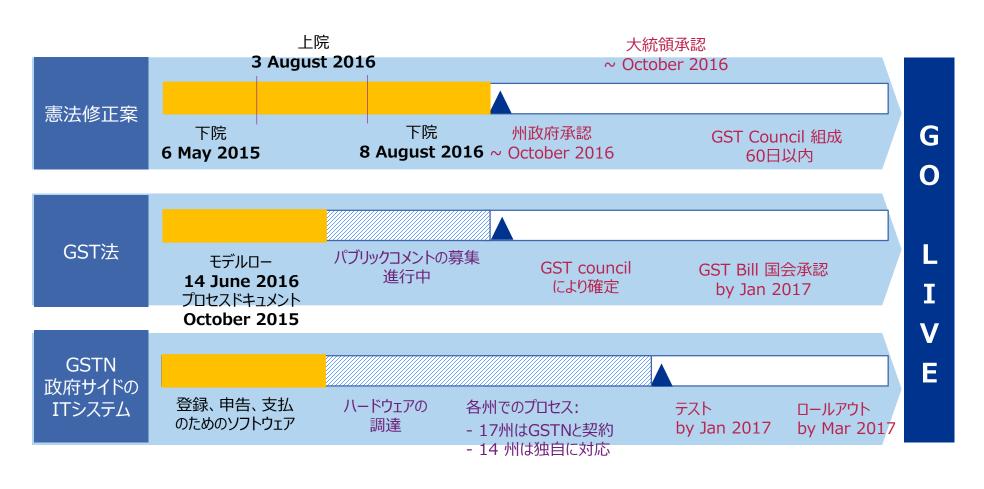
GST: Goods and Services Tax。間接税の簡素化を目的とする税制度で、統一間接税とも呼ばれる。企業運営の効率化が図られ、GDP押上効果が期待される。



GST導入による変化



GST導入までの道のり



*Sources: information as available on public domain



□ 未了

🧰 進行中

▲ 現在地





GST導入に向けたフェーズ(イメージ)

GSTの導入に向けた一般的なフェーズとしては、以下が考えられる。

GSTプロジェクト チームの立上げ

影響度調査 の実施

適用準備

業務手順書 人材教育

GST移行と 適用開始

- 関連各部門からキー パーソンの選出
- 親会社の巻き込み
- 財務、税務、IT、物流
- 売上・利益等の会計数 値
- 取引価格など、ビジネス 自体
- ITシステムおよび内部統制
- GST適用のプランニング

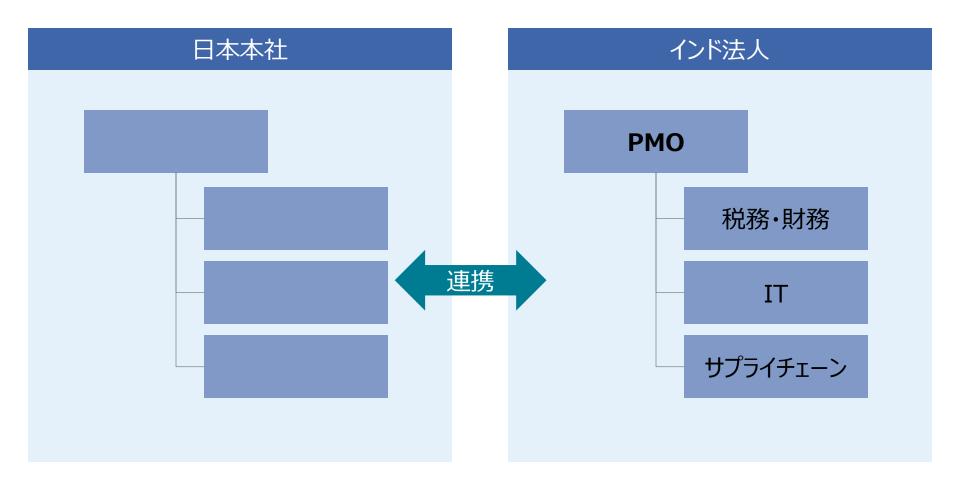
- 影響度調査に応じて、 各分野への対応
- 取引先、株主など利害 関係者とのコミュニケー ション
- 実際の申告業務に備え た登録など

- 実務に沿った業務標準を示す手順書の作成
- 関係各部署の従業員への教育
- 移行段階における手続
- 月次ファイリング、支払、 申告



プロジェクトチーム立上げの重要性

部署ごとで本社・インド法人間で連携を図っても全体感が分からない状態で進むことになるため、 **全体を管理する体制を構築した上**で本社との連携を密にはかることが重要。





考えられるアプローチ案(イメージ)





次ページ以降の概略のタイトルNo.



① 影響分析の範囲とイメージ

タスク

• 現状分析と、売上、仕入取引を 中心とした影響度調査

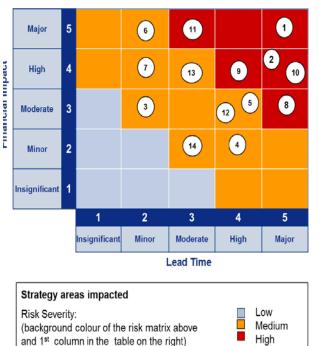
対象範囲

- 財務戦略
- 販売戦略
- 人事戦略
- 将来計画
- 倉庫、物流
- IT

成果物

• 移行計画案

影響度調査のイメージ









② MRPへのインパクト例(1)

GSTのインパクトにより、MRPに影響が生じる

rb=0	現行			GST 導	入後
内訳	%	金額		%	金額
Selling price (before VAT)		76.96			76.96
Add: VAT/ GST	12.50%	9.62		20.00%	15.39
Total cost of procurement of Wholesaler	12.30 70	86.58		20.0070	92.35
Less: Credit of VAT/ GST		(9.62)			(15.39)
Net cost of procurement of Wholesaler		76.96			76.96
Add: Margin of wholesaler	5.00%	3.85		5.00%	3.85
Selling price (before VAT) of wholesaler		80.81	GST		80.81
Add: VAT/ GST	12.50%	10.10		20.00%	16.16
Total cost of procurement		90.91	ĺ		96.97
Less: Credit of VAT/ GST		(10.10)			(16.16)
Net cost of procurement		80.81			80.81
Add: Margin of retailer	10.00%	8.08		10.00%	8.08
Selling price (before VAT) of retailer		88.89			88.89
Add: VAT/ GST	12.50%	11.11		20,00%	17,78
MRP		100.00			106.67



② MRPへのインパクト例(2)

MRPを変更しない場合、利益が縮小

内訳	現行			GST導入後	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	%	金額		%	金額
Selling price (before VAT)		76.96			71.40
Add: VAT/ GST	12.50%	9.62		20.00%	14.28
Total cost of procurement of Wholesaler		86.58			85.69
Less: Credit of VAT/ GST		(9.62)			(14.28)
Net cost of procurement of Wholesaler		76.96			71.40
Add: Margin of wholesaler	5.00%	3.85	ССТ	5.34%	3.85
Selling price (before VAT) of wholesaler		80.81	GST		75.25
Add: VAT/ GST	12.50%	10.10		20.00%	15.05
Total cost of procurement		90.91			90.30
Less: Credit of VAT/ GST		(10.10)			(15.05)
Net cost of procurement		80.81			75.25
Add: Margin of retailer	10.00%	8.08		10.73%	8.08
Selling price (before VAT) of retailer		88.89			83.33
Add: VAT/ GST	12.50%	11.11		20.00%	16.67
MRP		100.00			100.00



③ キャッシュフローの最適化



課税点、 クレジット利用 タイミング

免税および 低減税率対象 品目の減少 在庫移動を多用する場合、 サプライチェーンの最適化と 同時に検討が必要



④ サプライチェーンへの影響

州間取引への税コスト負担排除により、既存サプライチェーン上、改善点が広く考えられる。

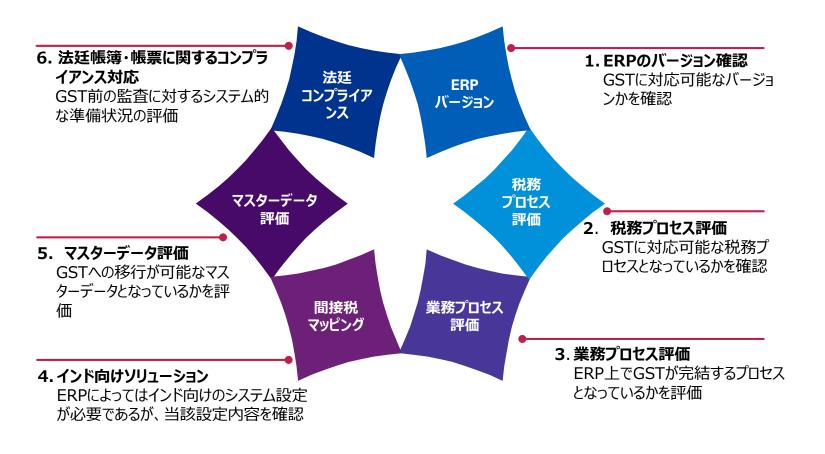
影響項目 調達 輸送 コストの削減 物流 在庫 カスタムオーダー サービスレベル の向上 アフターサービスタイム キャッシュフローの考慮(輸出製品)

概要

- 州を超えた調達先の選定が可能となることにより、**調達コスト削減**可能性が拡大する
- 製造元から販売先への直送、もしくは、ハブアンドスポーク方式による**大規模 倉庫への集約**が可能となる
- 税制に対応した在庫保有モデルからの集約により、**在庫レベルの大幅な削** 減が可能となる
- 製造拠点から販売拠点への輸送効率が向上することによって、**消費者の個** 別オーダーへ対応した製品提供が容易となる
- 製品以上に複雑なパーツ供給体制が、サービス品質に応じて効率化されるため、 サービス対応が向上する
- 輸出に際し受けていた物品税の免除制度から、GSTの還付を受ける体制へ転換することにより、キャッシュフロー負担が変わる

⑤ ERPシステムにおけるインパクト領域

システムおよびプロセスの両側面からご利用のERPシステムがGSTに対応しているか確認が必要。また、インパクト・不備が生じた際のリスクが大きいため自社対応の場合においても、第三者の評価・レビューを受けることを推奨。



※:上記は一般論であることから、ご利用のERPシステムにより、ステップは異なります。



⑤ GST対応に向けたIT・業務の対応の流れ

影響分析

▶ 10から20の質問項目を通じて、 大よそのインパクトと規模を把 握

アセスメント

- ・主要な業務パースンへのヒアリング等を通じた、既存業務プロセスの把握
- 既存のシステム設定内容の把 握
- ◆ トランザクションおよび各種帳簿 や帳票における影響度合いの 把握
- 修正内容の確認と修正に向け ・ た準備

導入

(設定変更および開発)

- 設定変更
- マスターデータ変更
- ▶ 各種帳簿や帳票の修正開発
- ◆ カットオーバーに向けた業務移・ 行計画策定

導入

(テストおよび展開)

- 各種の内部テスト
- トレーニング・QA
- ユーザーテスト(UAT)
- ▶ 業務移行、カットオーバー支援
- ▶ カットオーバー後支援

- ※ 会社の規模、事業の複雑性、既存システムの状態に大きく依存するため、一概には言えないが、SAPおよびOracleについては、少なくとも3.5か月~4か月程度は掛かるものと想定しておく必要がある。
- ※ 上記は一般論であることから、ご利用のERPシステムにより、ステップは異なる





主要なセクターにおける影響

GST導入により、仕入価格・販売価格への影響を検討

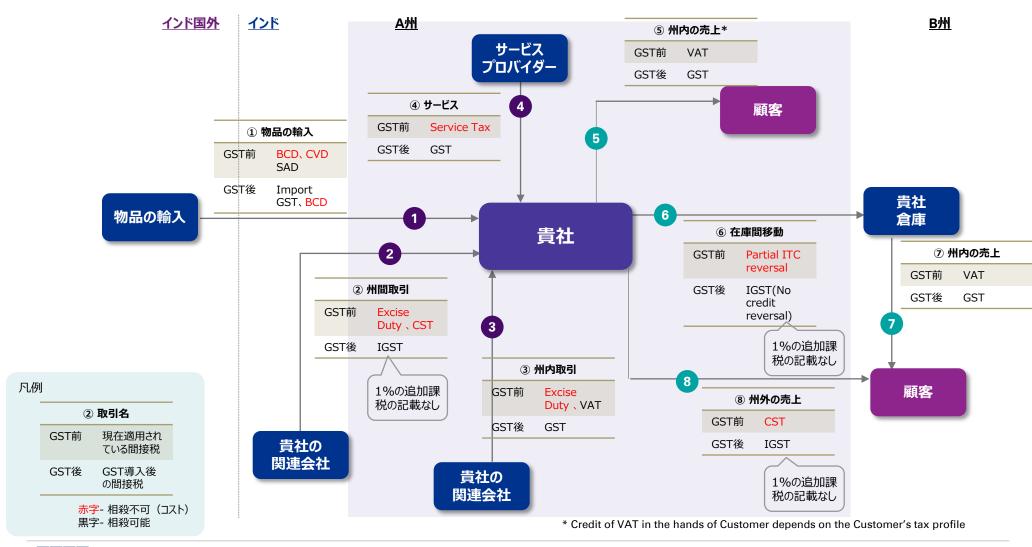
セクター	現状税率	GST税率
自動車	25% - 40%	~40% ~20%
日用品	24% - 25%	~20%
携帯電話	6% - 7%	~20%
製薬	~ 5% - 12%	~ 12%
IT サービス	15%	~ 18%
ロジスティクス	4.50%	~ 18%

CST、入境税、オクトロイなど、一取引に対する複数課税によるコストは排除



トレーディング

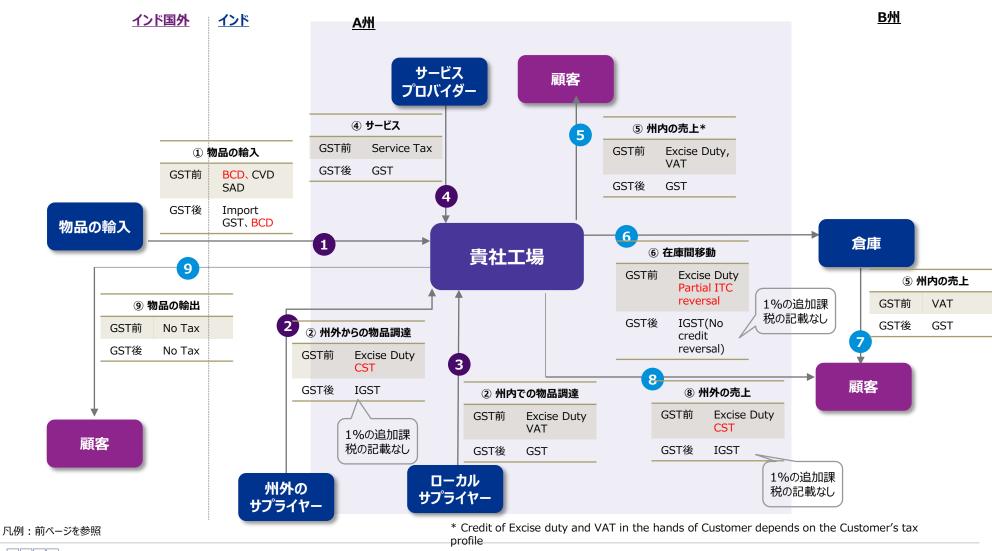
概略を紹介するための例示となり、すべての取引を網羅的に記載したものではない点にご留意ください。





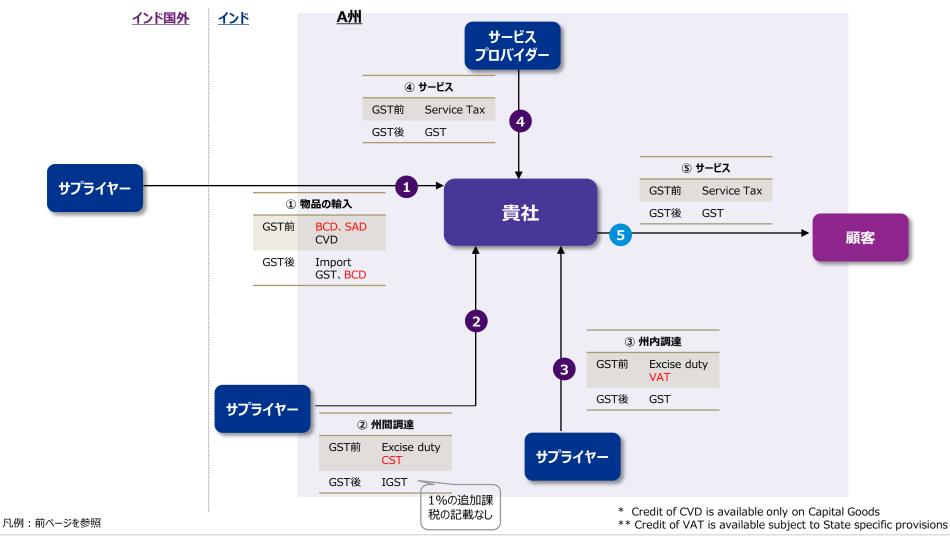
製造業

概略を紹介するための例示となり、すべての取引を網羅的に記載したものではない点にご留意ください。



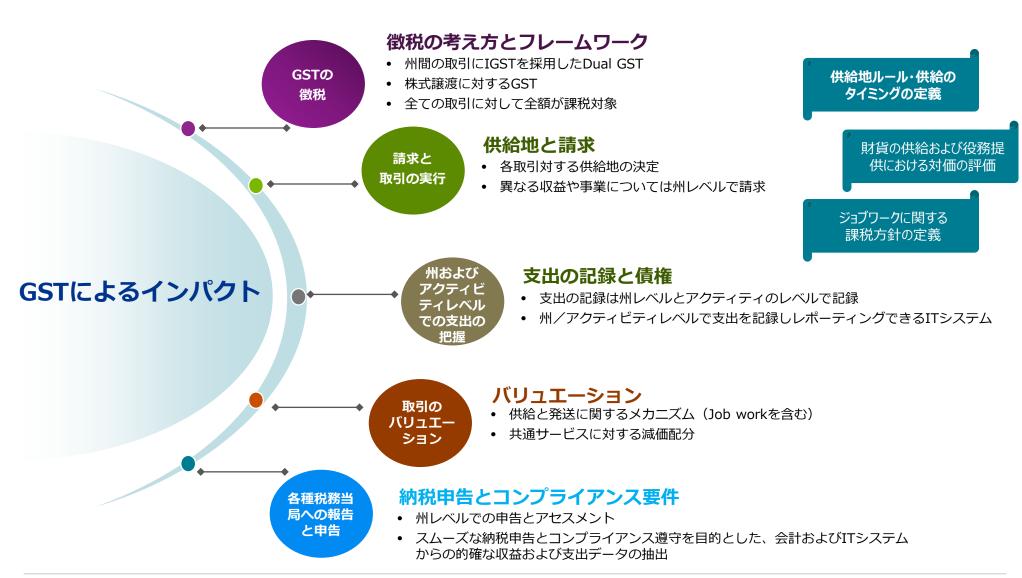
サービス

概略を紹介するための例示となり、すべての取引を網羅的に記載したものではない点にご留意ください。





GST法案の主要なアップデート等



GST法案の主要なアップデート等

好ましい変更好ましくない変更

_ 変更無し

記載無し

項目	当初案	本案	影響	
A) GSTの税率				
CGST、SGST、IGST	27% - 36%	税率の記載無し		
Additional tax	1%	本項目の記載無し		
B) 支店間移動(Branch Transfers)				
支店間移動	コスト+10%	取引価格		
C) 課税標準				
MRP設定のある製品	取引価格	取引価格		
輸入関税	取引価格	取引価格+輸入関税(一部)		
D) インセンティブ				
州のインセンティブ	SGSTの還付	特に記載無し		
国のインセンティブ	CGSTの還付	特に記載無し		



コンプライアンス

1. 申告

GSTR1	売主としての申告	翌月10日まで
GSTR2	買主としての申告	翌月15日まで
GSTR3	月次申告	翌月20日まで
GSTR6	月次申告(Input Service Distributor)	翌月13日まで
GSTR7	月次TDS	翌月10日まで
GSTR8	年次申告	翌年度12月30日まで

2. 監査、調査

- 会計士監査の必要性
- 調査
- 税務当局による監査
- 特別監査

3. 記録

- 電磁的方法によるクレジット登録
- 在庫の継続記録
- 生産データの記録
- 販売データの記録



課題と問題点

✓ 州を跨ぐ取引から発生するGSTについて、徴税 を担うべき州(販売元の州、もしくは、販売先 の州)の明記無し

✓ 上記GSTについて、税収を認識すべき州の明 記無し

✓ 直送等により、モノとお金の動きに乖離がある 取引について明記無し

- ✓ 課税の判断基準となる「Transfer」の明確な 定義無し
- ✓ 支店間移動の記載ついて、整合性を欠く

- ✓ CGST、SGST、IGST の税率未定
- ✓ 税収減を懸念する州に配慮した「Additional Tax」の明記無し
- ✓ モノとサービスにより異なる税率が設定される可能性

✓ 税務恩典や投資恩典の取り扱いについて明記 無し



Challenges
/ Issues



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.